

第2次愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり推進計画の概要

計画策定の趣旨

「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づく計画で、県民総ぐるみで自主防犯活動を拡大し、犯罪の防止のための取組を定めて、県民、事業者、地域の活動団体等と連携し、犯罪の起きにくい安全で安心な愛媛づくりを推進していくため策定する計画です。

このたび、計画期間が平成30年度で満了することから、平成31年度（2019年度）からの第2次愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり推進計画（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

なお、第2次計画については、基本的に現計画を継続した中で、現在の犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題を考え合わせ、計画内容の見直しを行い策定しました。

計画の位置付け

愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例第9条に規定する推進計画であり、施策の方向性等以下の内容について定めたものです。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき安全安心なまちづくりに関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、安全安心なまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

計画の期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）までの5年間を対象とします（必要がある場合は追加、見直し）。

計画の施策体系

施策1 犯罪の防止のための自主的な活動の促進

安全安心なまちづくりには、防犯ボランティア活動の果たす役割が大きいことから、県民等による自主防犯活動（広報・啓発、防犯パトロール、環境美化など）の促進を図るとともに、自主防犯団体の活動を支援する支援センターを設置し、また、高齢者、子ども、女性、障がい者等が、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、性犯罪、ストーカー、虐待等の犯罪による被害を受けやすいことから、地域ぐるみによる安全確保を促進しようとするものです。

具体的施策1

広報及び啓発

- (1) 安全安心なまちづくりに関する広報・啓発活動
- (2) 「防犯の日」及び「安全安心なまちづくり旬間」の設置

具体的施策2

県民等の自主的な活動の促進

安全安心なまちづくりに関する情報提供、助言等

具体的施策3

自主防犯団体支援センターの指定等

自主防犯団体支援センターの業務に関する情報提供、助言等

具体的施策4

高齢者等の安全確保

※ 高齢者等：高齢者、子ども、女性、障がい者などをいう。

高齢者等の犯罪被害防止のための情報提供、助言等

施策2 学校等における子どもの安全確保

子どもが被害を受ける犯罪の発生を防止するため、学校や通学路等の安全確保を推進するとともに、子どもが犯罪による被害を受けない・犯罪を起こさないようにするための教育を充実させ、子どもの健全育成を促進しようとするものです。

具体的施策1

学校等における子どもの安全確保

※ 学校等：幼稚園、小・中学校、高等学校などをいう。

- (1) 学校等における子どもの安全確保のための情報提供、助言等
- (2) 学校等における子どもの安全確保のための指針の周知

具体的施策2

通学路等における子どもの安全確保

※ 通学路等：通学路、公園、広場などをいう。

- (1) 通学路等における子どもの安全確保のための体制の整備
- (2) 通学路等における子どもの安全確保のための指針の周知

具体的施策3

子どもの安全確保等に係る教育の充実

- (1) 子どもが犯罪の被害に遭わないための教育の充実
- (2) 子どもに犯罪を起こさせないための教育の充実

施策3 犯罪の防止に配慮した環境の整備

道路、公園、駐車（輪）場等の公共の場所における犯罪、住宅における空き巣や忍び込み等の犯罪、サイバー空間における犯罪など、県民の身近なところで発生する犯罪の防止のため、各種防犯に配慮した環境整備を促進するとともに、公共の場所に設置する防犯カメラについて、適正な設置・利用を促進しようとするものです。

具体的施策1

犯罪の防止に配慮した道路等の整備

※ 道路等：道路、公園、駐車場、駐輪場などをいう。

- (1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造設備の拡充
- (2) 道路等の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針の周知

具体的施策2

犯罪の防止に配慮した住宅の整備

- (1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備、管理等に関する情報提供、助言等
- (2) 住宅の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針の周知

具体的施策3

犯罪の防止等に配慮した情報通信技術の利用

県民等に対するサイバー犯罪の被害防止に関する情報提供、助言等

具体的施策4

防犯カメラの設置及び利用に係る人権への配慮

防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針の周知

施策4 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進

事業所は、強盗、窃盗（事務所荒し、出店荒し、万引きなど）等の犯罪の対象となりやすいことから、犯罪の防止に配慮した事業施設の整備に努めるとともに、従業員への防犯教育や防犯設備の管理等を行う防犯責任者の設置に努めるなどにより、事業所における犯罪による被害の防止を図り、また、再犯防止が将来の犯罪の防止に寄与するという視点から、事業者が、犯罪を起こした者や非行のある少年に対する就労支援などの更生保護活動の促進に努め、健全な社会復帰を促そうとするものです。

具体的施策1

犯罪の防止に配慮した事業施設の整備等

具体的施策2

防犯責任者の普及促進

具体的施策3

更生保護活動への支援

施策5 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進

手軽に利用できる自転車について、盗難、ひったくり、車上ねらいなどの自転車利用時における犯罪による被害の防止を促進しようとするものです。

具体的施策1

自転車の犯罪被害防止に関する情報提供、助言等

施策6 犯罪被害者等に対する支援

※ 犯罪被害者等：犯罪被害者、その家族又は遺族などをいう。

犯罪被害者等が、平穏で安心して暮らすことができる温もりのある社会形成を促進しようとするものです。

具体的施策1

犯罪被害者等の支援を行う民間団体への活動支援

具体的施策2

犯罪被害者等の支援に関する施策の実施

施 策 の 展 開

施策	具体的施策	番号	具体的取組		
① 犯罪の防止のための自主的な活動の促進	1 広報及び啓発	(1) 安全安心なまちづくりに関する広報・啓発活動	① 県の広報媒体等を通じた広報・啓発活動		
		(2) 「防犯の日」及び「安全安心なまちづくり旬間」の設置	② ホームページや警察広報等を利用した情報提供 ③ 「防犯の日」の設置 ④ 「安全安心まちづくりキャンペーン」の実施		
		2 県民等の自主的な活動の促進	安全安心なまちづくりに関する情報提供、助言等	⑤ 不審者情報等の情報発信 ⑥ 青色防犯パトロールの支援 ⑦ 「まもるくんの会社」の普及促進 ⑧ 悪質商法に関する情報提供 ⑨ 不法投棄防止対策推進事業の促進	
			3 自主防犯団体支援センターの指定等	自主防犯団体支援センターの業務に関する情報提供、助言等	⑩ 自主防犯団体支援センターの活動促進
	4 高齢者等の安全確保			高齢者等の犯罪被害防止のための情報提供、助言等	⑪ 高齢者等が被害に遭いやすい犯罪等に関する情報提供 ⑫ 地域包括支援センターの活動支援 ⑬ DV被害防止対策及び被害者保護の充実 ⑭ 障がい者相談窓口の充実 ⑮ 防犯講習会の開催や高齢者宅への訪問、相談等の見守り活動の促進 ⑯ 児童虐待防止活動の促進
			1 学校等における子どもの安全確保	(1) 学校等における子どもの安全確保のための情報提供、助言等	⑰ 安全管理のためのマニュアル策定の促進 ⑱ 職員に対する各種研修の実施 ⑲ 不審者対応訓練の実施
				(2) 学校等における子どもの安全確保のための指針の周知	⑳ 学校等における子どもの安全確保のための指針の周知
		2 通学路等における子どもの安全確保		(1) 通学路等における子どもの安全確保のための体制の整備	㉑ 通学路等における子どもの見守り活動の促進 ㉒ 通学路等の環境整備の促進 ㉓ 「まもるくんの家」「まもるくんの会社」の普及促進
				(2) 通学路等における子どもの安全確保のための指針の周知	㉔ 通学路等における子どもの安全確保のための指針の周知
				3 子どもの安全確保等に係る教育の充実	(1) 子どもが犯罪の被害に遭わないための教育の充実
	(2) 子どもに犯罪を起こさせないための教育の充実	㉘ 非行防止教室の開催			
	1 犯罪の防止に配慮した道路等の整備	(1) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造設備の拡充			㉙ 犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場、自転車等駐輪場、港湾等の整備
		(2) 道路等の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針の周知	㉚ 道路等の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針の周知		
		2 犯罪の防止に配慮した住宅の整備	(1) 犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備、管理等に関する情報提供、助言等	㉛ 公営住宅等の防犯整備の促進 ㉜ 住宅の安全に関する情報提供	
			(2) 住宅の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針の周知	㉝ 住宅の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針の周知	
	3 犯罪の防止等に配慮した情報通信技術の利用	3 犯罪の防止等に配慮した情報通信技術の利用	県民等に対するサイバー犯罪の被害防止に関する情報提供、助言等	㉞ サイバー犯罪被害防止対策等の情報提供 ㉟ サイバーセキュリティ・カレッジの開催	
4 防犯カメラの設置及び利用に係る人権への配慮			防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針の周知	㊱ 防犯カメラの適正な設置及び利用に関する指針の周知	
		④ 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進	1 犯罪の防止に配慮した事業設備の整備等	㊲ 事業所における防犯情報等の提供	
2 防犯責任者の普及促進			㊳ 防犯責任者の重要性の広報及び防犯責任者の育成		
3 更生保護活動への支援	㊴ 関係機関との連携及び事業者に対する支援				
⑤ 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進	1 自転車の犯罪被害防止に関する情報提供、助言等	㊵ 自転車の犯罪被害防止に関する情報提供			
⑥ 犯罪被害者等に対する支援	1 犯罪被害者等の支援を行う民間団体への活動支援	民間における支援活動の活性化	㊶ 民間における支援活動の活性化		
		犯罪被害者等支援に係る広報啓発活動の推進	㊷ 犯罪被害者等支援に係る広報啓発活動の推進		
	2 犯罪被害者等の支援に関する施策の実施	犯罪被害者支援ネットワークの充実強化と個別事案への適切な対応	㊸ 犯罪被害者支援ネットワークの充実強化と個別事案への適切な対応		
		性暴力・性犯罪被害者のための支援	㊹ 性暴力・性犯罪被害者のための支援		

計 画 の 数 値 目 標

番号	施策及び具体的施策	現状値	目標値
施策1 犯罪の防止のための自主的な活動の促進			
1	犯罪率（人口千人当たり刑法犯認知件数）	6.55件 (平成29年)	5.50件 (平成35年) (2023年)
2	事件・事故速報ホームページのアクセス件数	136万9,637件 (平成29年度)	140万件 (平成35年度) (2023年度)
3	自主制作広報番組を活用した安全・安心情報の提供	6番組 (平成29年度)	6番組 (通年)
4	県内防犯ボランティア団体数	400団体 (平成29年)	400団体 (平成35年) (2023年)
5	青色防犯パトロール車両台数	1,574台 (平成29年)	1,600台 (平成35年) (2023年)
6	まもるくんの会社・車	141事業所 5,583台 (平成29年度)	150事業所 6,000台 (平成35年度) (2023年度)
施策2 学校等における子どもの安全確保			
7	公立小・中学校における通学路の安全点検の実施率	100% (平成29年度)	100% (通年)
8	県立高校における非行防止教室の実施率	100% (平成29年度)	100% (通年)
9	地域ボランティア（青パト等）と連携した子ども見守り活動の実施（小学校）	114回 (平成29年)	120回 (通年)
施策3 犯罪の防止に配慮した環境の整備			
10	公営住宅等の建設又は改修時の防犯に配慮した住宅の整備 (玄関ドアにCP仕様の錠を使用)	567戸 (平成29年度)	1,128戸 (平成35年度) (2023年度)
11	建築確認時の住宅の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針の周知 (確認済注意書にHPアドレス記載)	47件 (平成29年)	60件 (通年)
12	市街地における歩道等の整備率	74.0% (平成28年度)	75.6% (平成35年度) (2023年度)
13	事業所に対するサイバーセキュリティ・カレッジの実施	—	240事業所 (通年)
14	学校等における情報モラル教室の実施回数	233回 (平成29年度)	250回 (通年)
施策4 犯罪の防止に配慮した事業活動の推進			
15	事業者CSR活動、基金により設置した街頭防犯カメラの設置台数	1,013台 (平成29年度)	1,200台 (平成35年度) (2023年度)
施策5 犯罪の防止に配慮した自転車の利用の促進			
16	無施錠自転車盗の低減	72.5% (平成29年)	65% (平成35年) (2023年)
17	鍵かけ促進キャンペーンの実施	32回 (平成29年)	64回 (通年)